

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

(1) 法第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料

ア 法第 6 条第 2 項の規定に基づく申し出がない場合（認定申請のみ）

(ア) 一戸建ての住宅 下記の表により算出した額

	床面積の合計	金額（円）	
		確認書等の添付がない場合	確認書等の添付がある場合
新築	100 ㎡以内	47,000	15,000
	100 ㎡を超え 200 ㎡以内	71,000	22,000
	200 ㎡を超える	95,000	30,000

※確認書等…住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する確認書若しくは同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し

(イ) 共同住宅又は長屋住宅 下記の表(A)の金額に、表(B)の金額を加算した額

(A) 認定を受けようとする建築物全体の床面積			
	床面積の合計	金額（円）	
		確認書等の添付がない場合	確認書等の添付がある場合
新築	500 ㎡以内	66,000	14,000
	500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	105,000	22,000
	1,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内	220,000	42,000
	3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内	382,000	59,000
	5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	661,000	74,000
	10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内	1,217,000	131,000
	20,000 ㎡を超え 30,000 ㎡以内	1,760,000	174,000
	30,000 ㎡を超える	2,165,000	213,000

(B) 認定を受けようとする住戸に係る床面積			
	床面積の合計	金額（円）	
		確認書等の添付がない場合	確認書等の添付がある場合
新築	500 ㎡以内	42,000	12,000
	500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	69,000	21,000
	1,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内	123,000	30,000
	3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内	229,000	57,000
	5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	379,000	98,000
	10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内	705,000	162,000
	20,000 ㎡を超え 30,000 ㎡以内	981,000	199,000
	30,000 ㎡を超える	1,189,000	212,000

イ 法第 6 条第 2 項の規定に基づく申し出がある場合（認定申請と併せて建築確認を申請）

上記アの金額に、建築確認申請に対する審査手数料に見合う金額として、手数料条例別表 22 に定める金額を加算した額

(2) 法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に対する審査手数料

計画の変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1 を床面積として、上記(1)の表により算出した額（建築基準法による変更の面積の算定に準ずる）

ただし、法第 5 条第 6 項第 4 号イおよびロ、同項第 5 号イおよびロの事項（維持保全の方法、期間、資金計画）のみを変更する場合は、新築 1 件につき 15,000 円

(3) 法第 9 条第 1 項または同条第 3 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に対する審査手数料（譲受人を決定した場合）

1 件につき 15,000 円

(4) 法第 10 条の規定に基づく地位の継承の承認申請に対する審査手数料

1 件につき 15,000 円

(5) 法第 18 条第 1 項の規定に基づく許可申請に対する審査手数料

1 件につき 160,000 円